

## 代 議 員 選 挙 規 程

### (目 的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）の定款第15条に基づき、代議員選挙（以下「選挙」という。）に関し必要な事項を定める。

### (選挙区)

第2条 この選挙の選挙区は、別表の支部ごととする。

### (選挙人及び被選挙人資格)

第3条 選挙人及び被選挙人の資格（第7条第1項に基づく立候補者となることができる者）は、この選挙が行われる直近に開催される理事会で承認された会員名簿に記載された正会員とする。

### (選挙の管理)

第4条 代議員の選挙業務は、代議員選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。

- 2 委員会委員は、総務委員会及び事務局の正会員から会長が任命する。
- 3 委員会委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員会委員は、代議員になることはできない。
- 5 委員会は、次期選挙管理委員会が設置された時をもって解散する。

### (定 数)

第5条 委員会は、この選挙が行われる直近に開催される理事会で承認された正会員数により、支部ごとの代議員の定数を決定する。

- 2 定款第13条第2項の代議員の端数の取扱いは、小数点以下を繰り上げとする。
- 3 支部ごとの代議員の定数の合計数は、定款第13条第1項及び第2項に基づいて算出された人数（代議員総数）を下回ってはならない。

### (選挙の告知)

第6条 委員会は、選挙の日程を決定し代議員定数とともに本部通信及び本会ホームページに告知する。

### (立候補者の募集等)

第7条 委員会は、告知後直ちに支部の正会員から立候補者を募集する。

- 2 立候補者は、立候補届及び経歴・活動歴等、所信を所定の期日までに委員会に提出しなければならない。ただし、立候補者の意思により経歴・活動歴等、所信を提出しない場合は立候補届のみでも立候補とみなす。
- 3 第1項の募集で立候補者が定数に満たない支部がある場合には、1回に限り立候補者の再募集を行う。
- 4 委員会は、募集結果を基に支部ごとの立候補者名簿を作成し、投票用紙とともに支部の正会員に配布する。

### (選挙方法)

第8条 選挙は、8名連記無記名投票とする。ただし、8名に満たない投票も有効とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、代議員の定数が8名未満の支部にあっては定数内の連記無記名投票とし、この定数に満たない投票も有効とする。
- 3 投票は郵送によるものとする。
- 4 委任投票は認めない。

(投票)

第9条 選挙の当選者は、支部ごとに、定数に達するまで得票数の多い者から順に決定する。

- 2 定数に達する順位の者が複数のときは、委員会委員長が抽選で決定する。
- 3 立候補者数が定数を超過していないときは、立候補者全員を無投票当選とし、再募集の取扱いについては別に定める。
- 4 当選者以外の立候補者は補欠とし、その順位は得票数の多い順とする。得票数が同数の場合は第2項による。

(投票の効力)

第10条 次の投票についてはこれを無効とする。

- (1) 投票期間経過後に到着したもの
  - (2) 所定の投票用紙を使用していないもの
  - (3) 氏名の判読ができないもの
  - (4) 規定の人数以上の氏名を記入したもの
- 2 同一立候補者名を連記したものは、当該立候補者について1票の投票があったものとする。

(開票)

第11条 この選挙の開票は、投票期間終了後監事立会いのもとに委員会が中心となって行う。

- 2 開票作業中に生じた疑義は、監事が対処する。

(選挙の結果報告と公表)

第12条 委員会は、開票の結果を基に当選者を確定し、会長に書面で報告する。

- 2 報告後直ちに、当選者及び次点者の氏名と得票数を本部通信等で公表する。

(選任日)

第13条 代議員の選任日については、委員会が当選者を会長に報告した日をもって選任日とする。

(欠員の補充)

第14条 支部ごとの代議員数の合計数が第5条第3項の代議員総数の9割を下回った場合には、欠員の生じた支部について次点者を繰り上げ当選とする。

- 2 前項において次点者がいない場合は、この規程に基づき当該支部で選挙を行う。
- 3 本条における欠員には、代議員の支部の移動によるものは含まない。

(規程の改定)

第15条 本規程の改定は、理事会の議決によらなければならない。

(規程に定めのない事項)

第16条 この規程に定めるもののほか、代議員の選出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(別表) 第2条に基づく選挙区は下記のとおりとする。

選挙区
北海道支部
東北支部
東日本支部

中部支部
西日本支部
中国支部
九州支部

(附 則)

- 1 本規程は、定款変更に関する経済産業大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に行われる代議員の選挙（以下「初回選挙」という。）における選挙人等については第3条及び第5条第2項の規定にかかわらず次の通りとする。
  - ① 初回選挙における選挙人及び被選挙人は、この規程の施行日の会員名簿に記載された正会員とする。
  - ② 初回選挙における選挙区ごとの代議員の定数は、この規程の施行日の支部の正会員数により本部選挙管理委員会が決定する。
- 3 この規程の改定部分は、平成23年5月10日から施行し、平成23年4月1日から適用する。この改定により代議員選出選挙管理委員会規則及び支部選挙管理委員会規則を廃止する。
- 4 この規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。
- 5 この規程の改正部分は平成29年10月28日から施行し、平成29年10月1日から適用する。
- 6 この規程の改定部分は2019年10月13日に施行する。
- 7 この規程は、2020年6月13日から施行する。
- 8 この規程は、2021年11月27日から施行する。